

平成27年度伊予市国民健康保険運営協議会（第1回）会議録

日 時 平成27年5月22日（金）13時～14時

場 所 伊予市総合保健福祉センター2階 会議室

出席委員 ○被保険者を代表する委員

田中昭、西田宏、花岡正文

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員

坂本勇人、藤田正明、佐々木典彦、灘部勝輝

○公益を代表する委員

正岡千博、谷本勝俊、岡田博助、大野鎮司

○被用者保険を代表する委員

天野安男、壺内宗孝

事務局 市民福祉部長 海田秀司

市民税務課 課長 藤本直紀、課長補佐 大山真理

保険年金課 課長 市野孝敏、課長補佐 河合浩二、主査 栗岡大樹

健康増進課 課長 室 潤子、課長補佐 戸谷香代子

○会長 それでは、早速議事に入ります。

本日は、委員14人中、13人の御出席をいただいております。伊予市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、この会議は成立をいたしております。

議案の審議に先立ちまして、本日の議事録署名人の選出をいたします。

甚だ恐縮に存じますが、私から指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 御賛同いただきました。それでは、被保険者を代表いたしまして西田宏委員様、そして保険医または保険薬剤師を代表いたしまして坂本勇人委員様、御指名をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第1号平成27年度伊予市国民健康保険税医療給付費分の税率についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局 資料の確認ですが、さきに送付しておりました伊予市国民健康保険運営協議会の本冊と参考資料及び本日配付をしております健康増進課からの書類関係等、お手元に不足がありましたら、事務局までお知らせをお願いします。

まず、議案の説明の前に、お手元にお配りしております参考資料に基づきまして、伊予市の

国民健康保険の状況につきまして御説明申し上げます。

配付しております参考資料をお願いいたします。

1 ページを御覧ください。

上段の国民健康保険の世帯数の推移でございますが、平成23年度以降、減少の傾向が続いております。昨年と同時期を比較しますと、6,107世帯が6,009世帯、98世帯の減、1.6%の減となっております。

なお、平成27年度は、伊予市全体のうち加入率が38%となっております。

下部が棒グラフで年度の推移を表しております。

次に、下段の被保険者数の推移でございますが、一般、退職者被保険者とも平成23年度以降減少の傾向にあり、昨年と同時期を比較しますと被保険者数合計で1万649人が1万333人となっております。316人の減、3.0%の減となっております。

なお、平成27年度は、伊予市人口のうち加入率が26.9%となっております。

次に、2 ページを御覧ください。

一般被保険者分の全体及び1人当たりの主な保険給付費の推移を記載しております。

療養給付費・療養費・高額療養費の合計が、24年度は29億1,404万円で、23年度から3.44%減少しましたが、25年度においては29億5,900万7,000円、前年対比1.54%の増額となるなど、各年度の給付費に変動があります。

1人当たり給付額につきましても、24年度28万7,835円で、23年度から6,202円減少しましたが、25年度、26年度と増加しております。平成26年度32万3,220円で、24年度から3万5,385円増加しております。平成25年度からは2万8,293円の増加となっております。下部の棒グラフの推移も急激に平成26年度は増加しております。この原因は、重篤な患者の増加に伴う高額な医療費、人工透析、心臓・肝炎治療等の増加等によるものと思われま。

それで、平成27年度の療養給付費、療養費、高額療養費については、平成26年度費用を基準に過去の実績を勘案して各費用を推計いたしております。保険給付費見込み額合計で32億910万円、平成26年度対比で0.91%増といたしております。

続きまして、3 ページ、介護2号被保険者介護納付金1人当たり負担金額及び介護2号被保険者の推移でございますが、これは40歳から64歳までの方が2号被保険者となります。

これは、全国におきまして、介護保険制度に要しました給付額のうち、国の決めた割合28%相当、これを各保険者の2号被保険者が負担することとされており、2号被保険者数に応じて国において納付額が定められております。平成27年度は、平成26年度より介護納付金の減少によりまして、1人当たり負担額も減少しております。介護2号被保険者数については、減少の傾向となっております。

続きまして、4 ページをお願いします。

これは、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算額でございますが、平成26年度の決算見込み

におきましては、歳入歳出0円となっておりますが、2ページで説明したように保険給付費の急激な増加によりまして、歳入の段の下段、下から4段目、他会計繰入金2億9,967万9,000円ですが、このうち歳入不足の赤字補填の関係で、現時点では一般会計から2,756万4,000円を繰り入れることとして歳入額を調整いたしております。

このような状況にございまして、医療費の増加、また基金につきましても、現在71万7,000円ということで、全く余裕がございません。従いまして、今後の国保運営につきましても、財政的に非常に厳しい状況にあると考えております。

以上、伊予市国民健康保険の状況を踏まえまして、今回の提案をさせていただきました。

なお、国民健康保険の保険税は、医療費等の歳出額を推計し、歳出総額を決定し、それから国県支出金・交付金等の見込み額と一般会計からの繰入金等の収入見込み額を控除した額に対して税額を求めます。また、国民健康保険特別会計は、一般会計と異なり支出額に応じて収入額を確保しなければならず、一般会計のように年度途中で収入の見込みに減少が見込めれば節約とか事業縮小による収支の調整ができません。収入がないからといって支出、医療費の関係を抑えることができないというような性質を持っております。

そこで、本市では今後も収支の悪化が懸念されておりますことから、引き続き、健全な事業運営に向けて、収納率の向上対策や効果的な保健事業を行うためのデータヘルス計画の策定等により、特定健診、特定保健指導、重症化予防対策等の医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、5ページ、6ページには、参考として条例施行規則の運営委員会関係部分の抜粋を添付しておりますので、参考にしていただけたらと思います。

それでは続きまして、平成27年度伊予市国民健康保険運営協議会の資料の説明をさせていただきます。

それでは、1ページを開いていただけたらと思います。

議案第1号平成27年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率改正についてですが、改正の趣旨につきましても、保険給付費の増額に対する必要額を確保するために税率の改正を行うことといたしております。

なお、加入者の急激な負担増を避けるため、一般会計からの赤字補填の繰り入れも行うことといたしております。

それでは、2ページをお願いします。

国民健康保険税率算定のための必要額を算出しております。

まず、医療給付費分、歳出につきましても、主なものとして総務費、保険給付費、前期高齢者納付金、保健事業費で、保険給付費32億3,954万9,000円につきましても、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金等が含まれております。歳出合計32億9,532万9,000円が医療給付費分の歳出見込みでございます。

歳入につきましては、国庫支出金 8 億 4,449 万 3,000 円を始めといたしまして、県からの支出金、支払基金からの療養給付交付金、共同事業負担金、前期高齢者交付金、国民健康保険税滞納繰越分、その他収入を計上しております。

また、一般会計繰入金の助産費等は、法定繰り入れを主に 1 億 5,988 万 6,000 円を計上しており、一般会計繰入金の赤字補填分としては、被保険者の大幅な負担増を避けるために、赤字補填分として一般会計から 1 億 600 万円の補填繰り入れを予定いたしております。

歳出合計見込み額 32 億 9,532 万 9,000 円から歳入見込み額 25 億 8,321 万 1,000 円を差し引きしました額 7 億 1,211 万 8,000 円が国民健康保険税一般医療分としての必要な額となりますが、滞納等全額が収納とならないので、過年度の状況を勘案し徴収率を 94% と見込みまして、最終的に 7 億 5,757 万 2,000 円が調定必要額となります。この必要額を確保するために、税率を改めるものがございます。

1 ページにお戻りいただきまして、現行税率、改正案、増減を計算しております。

応益割の均等割については、1 人当たり 600 円増の 2 万 4,600 円。平等割、これは世帯当たり 500 円増の 2 万 4,200 円。応能割につきましては、所得割でございますけれども 0.6 ポイント増加させて 10.0% とさせていただきます改正案でございます。

なお、課税の内容につきましては、市民税務課から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で保険年金課からの説明を終わります。

○事務局 それでは、税率の説明をさせていただきます。

その前に、課税方法について御説明をさせていただきます。

5 ページを御覧ください。

これは、国民健康保険税の医療給付費分の算出方法を示したものです。

国民健康保険税は、この医療給付費分のほか、9 ページの後期高齢者支援金分、13 ページの介護納付金分の 3 つの項目により構成されており、いずれの項目も応能割と応益割との合算により算出されます。

応能割とは、担税力、つまり税を負担する能力に対応した課税部分であり、所得に応じた所得割となります。一方、応益割とは受益に応じた課税部分であり、被保険者 1 人ごとに一律の負担を求める均等割と、加入世帯ごとに一律の負担を求める平等割との合算になります。

医療費が同じであれば、全国どこの自治体でも同程度の国保税になるよう、この応能割と応益割との標準割合は 50 対 50 と定められており、なるべくこれに近い割合になるように調整しております。

また、応能割額と応益割額との合算額には限度額が設けられており、5 ページの医療給付費分では、ページの一番下に記載しております、地方税法施行令の改正によりまして、今年度は昨年度より 1 万円上がって 52 万円、9 ページの後期高齢者支援金分では、昨年度より 1 万円上

がって17万円、13ページの介護納付金分では、昨年度より2万円上がって16万円となり、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた国保税総額では、昨年度から4万円上がって85万円となりました。

一方、一定の所得額を下回る世帯については、その世帯の平等割額と、世帯に属する被保険者の均等割額とを軽減する制度があります。資料にはありませんが、先ほどの限度額の見直しと同様、今回、地方税法施行令の国保税軽減基準の見直しにより、2割軽減と5割軽減の対象者の拡大が図られたこととなりました。これを平成26年度分で試算しますと、2割軽減額から5割軽減額に移る世帯が68世帯132人、軽減のかからないもので、今回の改正により新たに2割軽減になる世帯が66世帯133人となりました。

それでは、3ページをお開きください。

医療給付費分の税率について説明いたします。

表頭、参考としております、一番左の列が平成26年度の本算定で求めた税額で、その右側が現在の被保険者数及び世帯数と、それに対応する所得額をもって現行税率で試算したもの、その右側が先ほど保険年金課長から説明がありました必要額7億5,757万2,000円を国保税で賄うために、今回改正しようとする案を示しております。

この表の見方ですが、真ん中の「平成27年度分を現行税率で試算」の、表側で中ごろにあります賦課総額7億2,631万9,587円が、現行税率を据え置いたものとして平成27年度を試算した国保税の医療給付費分総額で、その下の4、必要額7億5,757万2,000円は、前のページの一番下の金額と同額で、保険年金課が医療費等の見込み額から試算した必要国保税額です。その下の5、過不足はそれらの差し引きで、ここでは3,125万2,413円不足するという結果になってしまいました。

この結果を受けまして、必要額を満たすことができるように現行の税率に手を加えたのが、その右側の列の改定案でございます。

改定案では、均等割額を1人600円増額し年額2万4,600円に、平等割額を1世帯500円増額して年額2万4,200円に、所得割額の税率を0.6ポイントアップして10%で試算しております。

これによる賦課総額は7億5,387万2,535円となりまして、過不足では369万9,465円の不足が生じております。ただ、現時点では市民税の所得データが全て入っているわけではありません。例年、7月の本算定時には相当額の税額が上積みされてまいります。このことから、この369万円余りの不足額は、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

また、「1人当たりの負担額」から下段の数値につきましても、先ほどの賦課総額と同様、現時点での数値となりますので確定数値ではありません。軽減がかかる前と軽減実施後の比較資料として御覧ください。

次のページ、4ページをお開きください。

医療給付費分について改正案による影響を、所得階層別にシミュレーションしたものです。

シミュレーションの条件としては、1世帯の被保険者数を2人に設定しております。そこで、7割軽減世帯では年間500円の増、5割軽減世帯では4,000円の増、2割軽減世帯では7,000円の増、軽減なし世帯では7,400円から2万2,600円程度の負担増が見込まれます。

以上、医療給付費分に係る国保税の改正案について御説明いたしました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○会長 第1号議案の説明が終わったようでございます。

これより審議に入りたいと思います。

皆様方から御意見をいただきたいと思います。

○委員 均等割の場合、子どもが多いほど負担が増えるのですね。その場合は、軽減等はないのですか。

○事務局 国民健康保険税につきましては、所得での軽減判定しかございませんので、人数が多ければ多くかかることになってしまいます。

○委員 子供がたくさんいる方は大変ですね。

○会長 よろしいですか。

その他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、他にございませんようでございますから、次に移りたいと思います。

第2号議案平成27年度伊予市国民健康保険税後期高齢者支援金分の税率についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局 それでは、6ページをごらんください。

議案第2号平成27年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の説明を申し上げます。

後期高齢者支援金分につきましては、全国ベースで算出されます後期高齢者保険料納付対象額を国、県等の公費で5割、後期高齢者の方の保険料で1割、残りの4割を各保険者が被保険者数に応じて拠出するものですが、提案の趣旨は、応能割、応益割とも平成26年度税率で据え置きたいというものでございます。

7ページを御覧ください。

歳出の主なものといたしまして、先ほど申し上げました後期高齢者に係る後期高齢者支援分5億5,149万9,000円でございます。

歳入におきましては、国、県の支出金、支払基金からの交付金及び医療分と同様に、一般会計からの赤字補填分として、今回繰入金2,200万円を見込みまして、歳入額を調整して税率を据え置きとしております。歳出額総額から歳入額総額を差し引きました2億413万6,000円が不足額となりますが、医療分と同様に徴収率を94%として2億1,716万6,000円が最終的な必要額

となり、これを一般被保険者と退職被保険者の人数で按分した2億778万8,000円が一般被保険者の税の必要額となります。

課税につきましては、市民税務課から説明いたします。

以上で保険年金課の説明を終わります。

○事務局 それでは、8ページをお開きください。

後期高齢者支援金分につきましても、先ほど医療給付費分と同様な方法で試算しております。参考として、左の列に平成26年度の本算定結果を示しておりますが、その右側の列で保険年金課長が申しましたとおり、現行税率を据え置きとして平成27年度分を試算しております。

ここで、表5、過不足を見てみますと189万2,547円の不足となっておりますが、これも医療給付費分の場合と同様に、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

このようなことから、事務局といたしましては後期高齢者支援金分の税率については、改正は行わず、均等割額1人当たり6,550円、平等割額1世帯当たり6,550円、所得割額按分率は2.7%に据え置くことといたしております。

後期高齢者支援金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○会長 議案第2号の説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思います。

皆様の御意見をいただきたいと思っております。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 他の資料もですが、収納率が94%になっておりますけれど、その原因は何ですか。6%の原因は何ですか。

○事務局 94%につきましては、徴収につきまして、未納者がいらっしゃいます。国保税につきましては、どうしても所得が少なくても税金がかかるというような状況もありますので、なかなか収納率が上がらないという部分もありまして、今回94%という徴収率ということで計算させていただきました。

以上です。

○委員 これは払えないのですか。当事者が払う能力がないのですか。

○事務局 滞納者につきましては、今随時徴収ということで、給料とか資産等を調べまして、差し押さえ等の対応も随時しておりますが、やはりどうしても所得のない方については、なかなかそれ以上踏み込んだところできないというところもありますので、どうしても100%というふうには難しいこととなります。

以上です。

○委員 それは、高過ぎるからそういうことになるわけで、それを払えない人は払える範囲に下げていって収納率を上げる方法も考えるべきじゃないですか。

○事務局 先ほど、医療分の計算の段階で説明しましたとおり、この国保税につきましては必要な医療費について皆さんで支払うというような形になりますので、どうしても割合といえますか、個人負担というのは所得が少なくても、軽減はするにしてもやはり出てきますので、なかなか難しいところがあります。

以上です。

○事務局 徴収率100%が理想でございますけど、やはりどうしても滞納は発生いたします。税率を下げるのも一つの方法でございますけども、その税率を上げないために今提案させていただいておりますように、一般会計から繰入をさせていただいて、税率の上昇を抑えようということでございますので、そういう両方の均衡を図っていきたいという趣旨でございます、御理解をいただきたいと思っております。

○委員 そういう人は保険証がないのですか。収納されていない6%の人は保険証がない。

○事務局 一応、保険税を納めてもらうという決まりがありまして、納めない場合にはやはり保険証は発行できないという形になっています。収入の少ない人等は、どのような方法だったなら納められるかというような協議を本人とさせていただいて、1年間に5万円払わなければならない場合、それを月賦のような形で払えるだけ払っていただく、その納税で短期証という、期間限定の保険証を発行して、急な病気の場合には対応をするようなことになっております。

○会長 よろしいですか。

他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、御意見がないようでございますので、次に移ります。

第3号議案平成27年度伊予市国民健康保険税介護納付金分の税率についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、10ページを御覧ください。

議案第3号平成27年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の説明を申し上げます。

介護納付金につきましては、先ほど説明したように介護保険制度を支えるため、各保険者の40歳から64歳の2号被保険者が負担することとされておりまして、国保加入者の2号被保険者数に応じて国において納付額が定められております。介護納付金分につきましても、今回の提案は、応能割、応益割とも平成26年度税率で据え置きたいというものでございます。

11ページを御覧ください。

歳出としましては、介護納付金2億1,998万4,000円で、歳入は主なものといたしまして、国庫支出金、県支出金及び一般会計からの赤字補填分としての繰入金、これは200万円を見込みまして歳入額を調整して税率を据え置きとしております。

歳出総額から歳入総額を差し引きました歳出額から7,435万9,000円、これらの徴収率を

94%としまして7,910万5,000円が必要額となります。これも一般被保険者と退職被保険者数の人数で按分した額6,949万円が介護一般の税の必要額となります。

税につきましては、市民税務課から説明いたします。

○事務局 それでは、12ページをお開きください。

介護納付金分につきましても、先ほど医療給付費分や後期高齢者支援金分と同様な方法で試算しております。参考として、左の列に平成26年度の本算定結果を示しておりますが、その右側の列で先ほどの後期高齢者支援金分と同様に、現行税率を据え置きとして平成27年度分を試算しております。

ここで、表5、過不足を見てみますと72万714円の不足となっておりますが、これも医療給付費分や後期高齢者支援金分の場合と同様に、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

このようなことから、事務局といたしましては介護納付金分の税率について改正は行わず、均等割額1人当たり6,740円、平等割額1世帯当たり5,560円、所得割額按分率は2.1%に据え置くことといたしました。

介護納付金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○会長 説明が終わりました。

これより審議に入ります。

皆様の御意見をいただきたいと思えます。

御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、御意見がないようでございますので、以上で審議を打ち切りとしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、以上で本日諮問のありました議案につきまして審議は終了いたします。

ただいま審議されました議案第1号平成27年度伊予市国民健康保険税医療給付費分の税率についてを諮問どおり答申することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 異議なしのお声を賜りました。御異議がないようでございますので、議案第1号を諮問どおり答申することといたします。

続きまして、議案第2号平成27年度伊予市国民健康保険税後期高齢者支援金分の税率についてを諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 御異議がないようですので、諮問どおり答申することといたします。

最後に、議案第3号平成27年度伊予市国民健康保険税介護納付金分の税率についてを諮問ど

おり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 御異議がないようですので、諮問どおり答申することといたします。

以上で議案第1号から議案第3号に関することは全て終了いたしました。

それでは、その他に移りますが、事務局何かございますでしょうか。

○事務局 平成27年度の健康診断の御案内と特定健康診査・特定保健指導受診率一覧表を御覧ください。

医療費を抑えるためには、皆さんに健康診査を受けていただくことが不可欠でございます。毎年御紹介させていただいておりますが、特定健診の受診率は、特定健康診査実施計画に基づきまして、平成29年度には60%の受診率を達成するという大きな目標を掲げております。

再三勧奨させていただいておりますが、26年度の実績見込みは23.6%になっております、実質人数は今までで最高的人数1,825名になっておりますが、分母が大きくなっている関係で受診率が若干低下しています。10月には法定報告の結果をお知らせできると思います。

特定保健指導につきましては55.4%、積極的保健指導につきましては42.4%の実績となっております。

以上が受診率についての御紹介であります。

27年度の健康診査につきましては、裏面を見ていただきましたら、日程を載せてありますが、伊予市の保健センターを始め、双海、中山でも健診を実施するようにしております。ので、なお皆さん受けていただきますようにお声をかけていただけたらと思います。

レディース健診につきましては、女性限定ということで実施しており、非常に好評をいただいております。早い時期から埋まっているような状況で不便をおかけしています。その他、男女一緒に受けていただく日には、全ての項目を設定している日もありますので、受診していただけたらと思います。なお一層努力してまいりますので御協力をお願いいたします。

以上です。

○会長 事務局から大切な健康診査の御案内というか、御説明がございました。

せっかくの機会でございますから、何か皆様方から御質問等ございませんか。

○委員 受診率は、パーセント自体は上がっているという感じでいいですか。

○事務局 はい。

○委員 去年よりは低いけれど、少しずつ、過去よりは上がっているのでしょうか。

○事務局 法定報告では、若干、上がっている感触は得ています。この対象者が年度当初に受診券を発送した数として捉えております。保険加入者の数に動きがありますので、定期的に捉えまして10月が最終報告時期となっております。それで昨年度と比較ができるようになりますので、若干ずつでも上がっている状況であると思います。今年度におきましてはさらに受診率向上のために国保のヘルスアップ事業を活用しながら力を入れていく予定にしております。

○委員 ここだけで答えは出ないと思うのですが、全国的に特定健診が始まって、5年、6年ですか。

○事務局 20年度から始まっております。

○委員 6年という期間が短いか長いか分かりませんが、6年やってきて受診した人たちが、要するにどうなったか。医療に関わる、また介護に関わる状況が本当に減っているのだろうか。受診者だけに限定して。そういう報告は、どこから出ていますか。

小さい都市だけでやるのは難しいと思うのですが、そういうどこかをモデル地区にしたり、または全国規模でそういうのを調査してというのは、ないですか。健診の効果。

何が言いたいかというと、受診率が低いですよ。けども、受けた人がやっぱり元気になっている、元気というか寿命というか、単純な生存じゃなくて、動ける寿命が延びているよというところを紹介できると、もしできると、もっともっと受診率は上がるし、各市町村でもアピールできる。アピールすることによって、受診率も高まると思うので、そういう報告がどこからありますか。

○事務局 国保データベースが、昨年度完成しましたので、それを活用した形で委員がおっしゃられたデータは、個人を追跡しながら見ていくことが可能になると思いますので、そのデータを御本人さんにも提示しながら保健指導の充実を図っていくことになっております。目で見ながら効果を確認していくことは可能になると思います。

○委員 伊予市としては、そういうデータは、データベースに蓄積はされているわけですね。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。じゃあ、これからですね。

○事務局 はい。先ほど、保険年金課から申しましたように、データヘルス計画を今年度末には作成するようにしています。実際の健診結果に基づいた、地域の実情に合わせた行動計画を立てるようにしておりますので、具体的なところも盛り込んでいくようにしております。

○会長 ほかがございませんでしょうか。せつかくの機会ですから。

○委員 その健診部分に関しまして、送付、一生懸命されているのはいつも拝見させていただいております。

少し、疑問に思ったことですが、健診をするのが平日、土曜日、日曜日もあるのですが、午前中が多いのですが、65歳未満の皆さんには働いている方も多いため、夜の健診はできないのでしょうか。

○事務局 健診は、食事を抜いた状態で行う関係上、午前中にしていきます。健診は1年に1回ですので、その日は健康チェックをする日に充てていただきたいと思います。

そういう方のために日曜健診を設定させていただいておりますし、昼間空腹状態でお仕事をさせていただくこともどうかと思いますので、現在の体制を継続したいと思います。

○委員 わかりました。私の周りの人も、平日は仕事を休めないで健診は受けられないというこ

とをよく聞きますので、日曜日や休みの日の健診について、よろしく願いいたします。

○会長 ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、ほかないようでございますから、以上をもちまして本日の会議を閉じたいと思います。

各委員の皆様におかれましては、本当に慎重なる御審議をいただきましてありがとうございました。